

議案第 5 号

あきる野市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 2 月 20 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

提案理由

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）の一部改正により、規定を整備する必要がある。

あきる野市手数料条例の一部を改正する条例

あきる野市手数料条例（平成 12 年あきる野市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。
別表中 38 の項を 40 の項とし、37 の項を 39 の項とし、36 の項の次に次のように加える。

37 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）又は森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）に基づく林地台帳に記載された事項の閲覧又は交付	1 筆につき 450 円
38 森林法に基づく森林の土地に関する地図の閲覧又は交付	1 枚につき 450 円

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。